Q231〔監査役の監査の範囲に関する登記①〕

監査役の監査の範囲は、登記されるか

(1)　登記事項

監査役設置会社（監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めがある株式会社を含む。）であるときは、次の①から③までに掲げる事項を登記しなければならない（会社911③十七）。

①　監査役設置会社である旨

②　監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めがある株式会社であるときは、その旨

③　監査役の氏名

(2)　会計に関するものに限定する登記を設けた理由

（イ）　会社法2条9号では、「監査役設置会社」の定義として、監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めがある株式会社は含まれないとしている。他方、登記すべき事項を定めた旧会社法（「会社法の一部を改正する法律（平成26年法律90号）施行前の会社法）911条3項17号では、「監査役設置会社」には、監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めがある株式会社を含むとしていた。

その結果、旧会社法下においては、監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めがない会社法2条9号の監査役設置会社と、当該定めがある株式会社とは、登記上、区別されていなかった。

（ロ）　ところが、監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めがある株式会社であるか否かによって、法律の規定が異なる場合が下記例のようにあり、当該定めがあることを登記上も明らかにすることが適切であると考えられることから、平成27年改正会社法（平成26年法律90号）では、監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めがある株式会社であるときは、その旨を登記することとされた（会社911③十七イ）（平27・2・6民商13解説117頁）。

〔法律の規定が異なる例〕

①	監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めがない会社（会社法2条9号の監査役設置会社）	監査役設置会社から取締役（取締役であった者を含む。以下同じ）に対し、または取締役が監査役設置会社に対して訴えを提起する場合には、監査役が監査役設置会社を代表する（会社386①一）。
②	監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定	上欄の会社法386条1項1号の規定は、適用されない（会社389⑦）。 会社から取締役（取締役であった者を含む。以下同じ）に対し、または取締役が監

	めがある会社	査役設置会社に対して訴えを提起する場合には、株主総会または取締役会が定める者が、当該会社を代表する（会社353・364）。

(3)　登記記録例

監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の登記記録例は、次のとおり（平27登記記録例　第1節第2・4(2)）。

役員に関する事項	監査役　　　乙　野　次　郎	平成25年10月1日就任 平成25年10月6日登記
	監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めがある	平成27年10月1日設定 平成27年10月8日登記

(4)　経過措置

Q232(2)参照。

memo.1　監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めをおくことができる会社は、①公開会社（会社2五）でない会社であって、②監査役設置会社（会社2九）でなく、③会計監査人設置会社（会社2十一）でない会社である。

監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めがある会社であっても「監査役設置会社」として登記されるが（会社911③十七）、この会社は会社法2条9号でいう「監査役設置会社」に該当しない→Q230参照。

memo.2　監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めがある会社は、取締役、会計参与、監査役、執行役、会計監査人による責任の免除に関する定款の定めをすることができない（会社426①）。会社法426条1項でいう「監査役設置会社」は、会社法2条9号の監査役設置会社であって、取締役が2人以上ある会社である。抹消については、民月70巻3号120頁・121頁、登情644号17頁参照。

Q232〔監査役の監査の範囲に関する登記②〕

旧株式会社は、監査役の監査の範囲に関する登記をしなければならないか

(1)　旧小会社

旧株式会社（「凡例」<法令等略称>④参照）が整備法の施行（平成18年5月1日）の際現に株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律（平成18年5月1日廃止）1条の2第2項に規定する旧小会社（→memo.）である場合における新株式会社（「凡例」<法令等の略称>④参照）の定款には、監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定めがあるものとみなされている（整

Q234〔監査の範囲限定の議事録を添付できない場合〕
整備法の規定により旧小会社として監査範囲を会計限定とされた場合の株主総会議事録の取扱いは

整備法53条の規定により、旧小会社（→memo.）である場合における新株式会社の定款には、監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定めがあるものとみなされるから、監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の変更を株主総会で決議していないため株主総会議事録を添付することができない。

この場合には、次のような代表者の作成に係る書面を提出する（平27・2・6民商13解説126頁）。

> 監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の
> 定款の定めがあることを証する書面
>
> 当会社は、平成18年5月1日当時、現に資本の額が1億円以下であり、最終の貸借対照表の負債の部に計上した金額の合計額が200億円未満である株式会社であったことから〔筆者注：旧小会社であることを示している〕、会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）第53条の規定により、監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めがあるとみなされており、その後現在に至るまで当該定款の定めの設定又は廃止に係る株主総会の決議をしておらず、当該みなされた事項を定款に反映していないため、定款又は株主総会の議事録を添付することができませんが、当会社は当該定款の定めがあるとみなされた株式会社であることを証明します。
>
> 平成○○年○○月○○日
>
> ○県○市○町○丁目○番○号
> 株式会社○○
> 代表取締役　○○○○　㊞

（注）　登記所への届出印によって押印する。

memo.　旧小会社＝資本金の額が1億円以下または最終の貸借対照表の負債の部に計上した金額の合計額が200億円未満の株式会社をいう。

Q235〔取締役会への出席〕
監査役は取締役会に出席することができるか

Q216参照。

代表取締役	氏　名 （特例有限会社を代表しない取締役がある場合に限る）	整備43①	氏名・住所 （指名委員会等設置会社である場合を除く）	会社911③十四
監査役	氏名・住所	整備43①	氏名・監査役設置会社である旨 監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めがある株式会社であるときは、その旨	会社911③十七

（注）　ここでいう「株式会社」とは、特例有限会社でない株式会社のことをいう。

Q411〔監査限定の登記〕
特例有限会社は、監査役の監査の範囲を会計に限定する登記を要するか

特例有限会社では、監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の登記は不要である（平27・2・6民商13第2部第11・2）。

memo.　株式会社の場合は、監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定するか否か区別されるので（→Q231）、定款に、監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定めがあるときは、「監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めがある」登記を要する。

監査役を置く旨の定款の定めのある特例有限会社の定款には、監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めがあるものとみなされて（整備24）、株式会社の監査役のように権限に区別がない（会社381①・389①）ことから、監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めがあることは、登記事項とされていない。

memo.　特例有限会社が、会社法施行後に会計限定の定款の定めを廃止したときは、監査役設置会社に関する規律が適用される（郡谷・新・会社法210頁）。Q440参照。